特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者全体	主たる事業		t-CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
	商標又は商号等		
1	工場等に係る事業の名称		t-CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t-CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t-CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（２）　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考４（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の４の１及び４の２にも必要事項を記載すること。

６　本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の２に必要事項を記載すること。

７　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。